半島振 興対策実施地域に におけ る県税の 不均 課税に関する条例施行規則等の 一部を改

正

する規

別をこ

ここに

公布す

Ź。

平成二十九年五 月九

奈良県 知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第二号

半島振興対策実施地域における県税 を改正する規則 の不均 一課税に関する条例施行 規則 等 \mathcal{O} --- 部

、半島振興対策実施地域に おける県税 の不 均 __ 課税 に関する条例 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 改 正

第一条 六十一年十二月奈良県規則第二十八号) 半島 !振興対策実施地域における県税 0) _ \mathcal{O} 不均 部を次のように改正する。 _ 課税に関する条例施 行 則 昭 和

第九 資 百七十号) を除く。 の価額の 産の価額 第三条第一項第一号中「電気供給業」 項及び第十項」 第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含 Vγ 以下この号において同じ。 (主たる 54 製造事業用の設備に係る固定資産の価額) を 事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては 「第十一項及び第十二項」 _ の下に「 を加え、 に改める。 (電気事業法 「の固定資産の価額」 に改め、 (昭和三十九年法 同条第三項 を 当該固定資 「の固定 中 律第

 \square 第二号様式 中 0 「電気供給業」 」に改める。 を 「電気供給業 (小売電気事業 (これに準ず \mathcal{O} Œ 9 4

(過疎地 域における県 税 \mathcal{O} 課税免除に関する条例施行規 則 \mathcal{O} 部 改 歪

規則第五十一号) 過疎 地域における県税の の一部を次のように改正する。 課税免除に関する条例施行規則 (平成二年三月奈良県

を含む。 及び第十項」を「第十一項及び第十二項」 年法律第百七十号) 第二条第一項第一号中「電気供給業、)を除く。 以下この号において同じ。)、 第二条第一項第二号に規定する小売電気事業 _ を「電気供給業 に改める。 _ に改め、 (電気事業法 同条第三項中 これ に準ずるもの (昭和三十 「第九 項 九

TI) 第二号様式 を深く 中 「電気供給業」 に 改める。 を 「電気供給業 (小売電気事業 $\widehat{()}$ れに準ず B CH 9

(地方活 方 向上 地域 E お け る県税 \mathcal{O} 不均 課 税 に関 する条例施行 規 則 \mathcal{O} 部 改

第三条 地方活 方 向 上地域に おける県税 \mathcal{O} 不 均 課税 に関する条例施行 規 뗈 (平成二十

八年六月奈良県規則第九号) の一部を次のように改正する。

項」 百七十号) を除く。 第二条第一項第一号中 に改める。)」を加え、 第二条第 一項第二号に規定する 同条第二項中 「電気供給業」 「第九項及び第十項」を の 下 に 小売電. \neg 気事業(これ (電気事業法 に準ず 「第十一項及び第十二 (昭和三十九年法律第 る も \mathcal{O} を含む。

に準ずるものを含む。) 第一号様式及び第二号様式中 を深へ。) 「電気供給業」 」に改める。 を 「電気供給業 (小売電気事業 (これ

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 におけ 免除に関する条例施行規則の規定及び第三条の規定による改正後の地方活力向上 する条例施行規則の規定、 日前に新設され、 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税 「施行日」 る県税の不均一課税に関する条例施行規則の規定は、 という。 又は増設された設備に 以後に新設され、 第二条の規定による改正後の過疎地域における県税の つい 又は増設される設備 ては、 なお従前 \mathcal{O} この規則 例 に に 9 よる。 11 の不均一課税 の施行 て適用 \mathcal{O} 課税 地域 施行 以